

官報

主要目次

- 在外公館の名称及び位置を定める法律
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く経済安定本部関係諸命令の措置に関する法律
十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法
商品取引所法の一部改正
日本製鉄株式会社法廃止法の一部改正
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正
昭和三十七年度民間学術研究機関補助金交付申請書の提出期限
食糧管理法の施行に関する件の一部改正(外国人用表製品購入通帳)
輸入に関する事項の公表(第三回)の一部改正
同右(第四回)同
航路標識の新設、改廃、その他船舶の航行に關して必要な事項
北田端郵便局等設置
門司駅前郵便局等改称
航空郵便の取扱地域の表の一部改正
郵便物を航空路により運送する区間及び日時の一部改正

法律

在外公館の名称及び位置を定める法律をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十七年四月十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

法律第八十五号

在外公館の名称及び位置を定める法律

在外公館の名称及び位置は、左のとおりとする。

Table with columns: 名称, 位置. Lists various embassies and consulates such as 在アメリカ合衆国大使館, 在オーストラリア大使館, etc.

Table with columns: 在, 名称, 位置. Lists consulates and offices in various countries like 在ドイツ日本国大使館, 在フランス日本国大使館, etc.

Table with columns: 在, 名称, 位置. Lists consulates and offices in countries like 在ポルトガル日本国大使館, 在南アフリカ連邦日本国大使館, etc.

附則
この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。但し、同條約の署名国のうち同日において同條約がその国に關し効力を生じていない国及び同條約の署名国でない国に設置される在外公館に關する部分については、政令で定める日から施行する。
外務大臣 吉田 茂
内閣総理大臣 吉田 茂
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く文部省関係諸命令の措置に關する法律をここに公布する。
御名 御璽
昭和二十七年四月十二日
内閣総理大臣 吉田 茂
法律第八十六号
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く文部省関係諸命令の措置に關する法律(将来存続すべき命令)
第一條 左に掲げる命令及び命令の規定は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。
一 学校施設の確保に關する政令(昭和二十四年政令第三十四号)
二 明治三十九年法律第二十四号官國幣社經費に關する法律廃止等の件(昭和二十一年勅令第七十一号)
附則第三項(命令の廃止)
第二條 左に掲げる命令は、廃止する。
一 外国人に移転された著作權の登録及び保護に關する政令(昭和二十四年政令第二百七十二号)
二 国民学校等において使用する教科用圖書の提出に關する件(昭和二十一年文部省令第八号)

毎日文庫
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

三 外國映画の調査等に関する省令
(昭和二十一年内務省令第三十一号)
四 外國人の著作權の調査に関する省令
(昭和二十二年内務省令第四号)
五 連合國人の著作權の使用について
の調査に関する省令(昭和二十二年内務省令第七号)
(停止した命令の経過規定)
第三條 この法律施行の際、旧外國人に
に移転された著作權の登録及び保護に
関する政令第四條の規定により著作
權移轉の登録を申請する義務が發生
している場合において、まだ同條の
登録の申請をしていないときその
登録については、なお従前の例に
よる。
第四條 前條に定める場合を除く外、
この法律施行前にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の
例による。

附則
この法律は、日本國との平和條約の
最初の効力發生の日から施行する。
文部大臣 天野 貞祐
内閣總理大臣 吉田 茂

御名 御璽
昭和二十七年四月十二日
内閣總理大臣 吉田 茂

法律第八十七号
ポツダム宣言の受諾に伴い発する
命令に関する件に基く通商産業
省関係諸命令の措置に関する
法律
(連合國人工業所有權後措置令の
一部改正)
第一條 連合國人工業所有權後措置
令(昭和二十四年政令第三十九号)の
一部を次のように改正する。
第三條第一項、第十六條の二、第
十八條の二第二項、第十八條の三及
び第十八條の四中「連合國最高司令
官の指示に従ふ」を削る。
(ドイツ人工業所有權特別措置令の
一部改正)
第二條 ドイツ人工業所有權特別措置
令(昭和二十五年政令第四号)の一部
を次のように改正する。
第一條第一項第四号並びに第四條
第一項及び第二項中「連合國最高司
官の指示に従ふ」を削る。
(連合國人工業所有權後措置令の一部改
正)
第三條 連合國人工業所有權後措置令(昭
和二十五年政令第九号)の一部を次
のよう改正する。
第十八條の二、第二十一條第一項
及び第二十二條中「連合國最高司令
官の指示に従ふ」を削る。
(将来存続すべき命令)
第四條 前三條に規定する命令及び左
に掲げる命令の規定は、日本國との
平和條約の最初の効力發生の日以後
も、法律としての効力を有するもの
とする。
一 兵役法停止等に関する件(昭和
二十年勅令第六百三十四号)附則
第三項

二 重要産業団体令を廃止する等の
勅令(昭和二十一年勅令第四百四
十六号)附則第三項及び第四項
三 輸出振興のための外貨資金の優
先使用に関する政令を廃止する政
令(昭和二十六年政令第二百四十
号)附則第二項
四 輸出向絹織物の製造等に関する
件を廃止する省令(昭和二十二年
商工省令第三十七号)附則第三項
五 昭和二十年勅令第五百四十二号
「ポツダム宣言」受諾に伴い発ス
ル命令ニ関スル件」ニ基テ生糸等
数量報告等ニ関スル件及び昭和二
十年勅令第五百四十二号「ポツダ
ム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令
ニ関スル件ニ基テ生糸ノ譲渡等ニ
関スル件を廃止する省令(昭和二
十二年商工省令農林省令第七号)
附則第二項
六 真珠又は真珠製品の取引の禁止
等に関する件を廃止する省令(昭
和二十三年商工省令第四十五号)
附則第二項
七 昭和二十年勅令第五百四十二号
ポツダム宣言の受諾に伴い発する
命令に関する件に基く特許權の処
分の制限等に関する件を廃止する
省令(昭和二十五年通商産業省令
第五十五号)附則第二項
(命令の廃止)
第五條 左に掲げる命令は、廃止する。
一 連合國人の特許發明等の実施状
況調査に関する勅令(昭和二十二
年勅令第三十六号)
二 重要物資在庫緊急調査令(昭和
二十三年政令第六十五号)
三 特定標章の使用の禁止等に関す
る政令(昭和二十四年政令第三百
二十九号)

四 財閥標章の使用の禁止等に関す
る政令(昭和二十五年政令第八号)
五 工業團體関係会社的事業報告書に
関する件(昭和二十年農林省令
商工省令第一号)
六 昭和二十年勅令第五百四十二号
「ポツダム宣言」受諾に伴い発ス
ル命令ニ関スル件ニ基テ生糸等
ニツケル地金、錫地金、ハブアンチ
モニー地金ノ調査報告ニ関スル件
(昭和二十一年商工省令第十号)
七 昭和二十年勅令第五百四十二号
「ポツダム宣言」受諾に伴い発ス
ル命令ニ関スル件ニ基テ絹織物及
びメリヤス生地ノ検査及び蒐荷
に関する件(昭和二十一年商工省
令第十七号)
八 鉛の調査報告に関する件(昭和
二十一年商工省令第二十四号)
九 化学肥料の緊急處理に関する件
(昭和二十一年商工省令第二十六
号)
十 パイプ類臨時措置規則(昭和二十
一年商工省令第四十九号)
(停止した命令の経過規定)
第六條 この法律の施行前日特定標章
の使用の禁止等に関する政令第二條
の規定に違反してした登録について
は、この法律の施行後も、なお従前
の同令第三條の例による。
第七條 この法律の施行前日財閥標章
の使用の禁止等に関する政令第五條
の規定に違反してした登録について
は、この法律の施行後も、なお従前
の同令第六條の例による。
第八條 この法律の施行前にした行為
に対する罰則の適用については、こ
の法律の施行後も、なお従前の例に
よる。

第九條 前三條に定めるものを除く
外、この法律の施行に伴い必要な経
過的措置は、政令で定める。
附則
この法律は、日本國との平和條約の
最初の効力發生の日から施行する。
内閣總理大臣 吉田 茂
大 蔵 大 臣 池田 勇人
農 林 大 臣 広川 弘禎
通商産業大臣 高橋龍太郎
経済安定本部總裁 吉田 茂

御名 御璽
昭和二十七年四月十二日
内閣總理大臣 吉田 茂

地代家賃統制令(昭和二十一年勅
令第四百四十三号)
附則
この法律は、日本國との平和條約の
最初の効力發生の日から施行する。
内閣總理大臣 吉田 茂
法 務 大 臣 木村篤太郎
外 務 大 臣 吉田 茂
大 蔵 大 臣 池田 勇人
文 部 大 臣 天野 貞祐
厚 生 大 臣 吉武 恵市
農 林 大 臣 広川 弘禎
通商産業大臣 高橋龍太郎
運 輸 大 臣 村上 義一
郵 政 大 臣 佐藤 栄作
電 氣 通 信 大 臣 佐藤 栄作
勞 働 大 臣 吉武 恵市
建 設 大 臣 野田 卯一
経済安定本部總裁 吉田 茂

十勝沖地震による漁業災害の復
旧資金の融通に関する特別措置法
をここに公布する。

御名 御璽
昭和二十七年四月十二日
内閣總理大臣 吉田 茂

法律第八十九号
十勝沖地震による漁業災害の復
旧資金の融通に関する特別措置
法
(この法律の目的)
第一條 この法律は、漁業者又は水産
業協同組合が昭和二十七年三月の十
勝沖地震によつてその所有する漁
船、漁具、水産動植物の養殖施設又
は政令で定める漁業共同利用施設
(以下「漁業施設」といふ)について

一 財閥標章の使用の禁止等に関す
る政令(昭和二十五年政令第八号)
二 工業團體関係会社的事業報告書に
関する件(昭和二十年農林省令
商工省令第一号)
三 昭和二十年勅令第五百四十二号
「ポツダム宣言」受諾に伴い発ス
ル命令ニ関スル件ニ基テ生糸等
ニツケル地金、錫地金、ハブアンチ
モニー地金ノ調査報告ニ関スル件
(昭和二十一年商工省令第十号)
四 昭和二十年勅令第五百四十二号
「ポツダム宣言」受諾に伴い発ス
ル命令ニ関スル件ニ基テ絹織物及
びメリヤス生地ノ検査及び蒐荷
に関する件(昭和二十一年商工省
令第十七号)
五 鉛の調査報告に関する件(昭和
二十一年商工省令第二十四号)
六 化学肥料の緊急處理に関する件
(昭和二十一年商工省令第二十六
号)
七 パイプ類臨時措置規則(昭和二十
一年商工省令第四十九号)
(停止した命令の経過規定)
第八條 この法律の施行前にした行為
に対する罰則の適用については、こ
の法律の施行後も、なお従前の例に
よる。

第九條 前三條に定めるものを除く
外、この法律の施行に伴い必要な経
過的措置は、政令で定める。
附則
この法律は、日本國との平和條約の
最初の効力發生の日から施行する。
内閣總理大臣 吉田 茂
大 蔵 大 臣 池田 勇人
農 林 大 臣 広川 弘禎
通商産業大臣 高橋龍太郎
経済安定本部總裁 吉田 茂

御名 御璽
昭和二十七年四月十二日
内閣總理大臣 吉田 茂

一 政府が第一項の規定による契約を
結ぶことができる融資の総額は、六
億円を限度とする。
二 前項の規定により政府と融資機關
が契約を結ぶことができる融資は、
この法律施行の日から昭和二十八年
三月三十一日までになされ、且つ、
その償還期限が昭和三十三年三月三
十一日以前のものに限る。
三 政府が第一項の規定による契約を
結ぶことができる融資の総額は、六
億円を限度とする。
第四條 政府は、農林中央金庫その他
政令で定める金融機關(以下「融資
機關」といふ)が十勝沖地震によつ
て漁業施設に損害を受けた漁業者若
しくは水産業協同組合その他の復旧
のために融資を受けようとするもの
又はその者の加入する水産業協同
組合でその者につきその漁業施設
の復旧のために融資しようとする
ものに対して融資をするときは、政
令の定めるところにより、当該融資
をするものによつてを受けた損失を補
償し、且つ、当該融資につき利子の
補給をする旨の契約を当該融資機關
と結ぶことができる。
第五條 前項の規定により政府と融資機關
が契約を結ぶことができる融資は、
この法律施行の日から昭和二十八年
三月三十一日までになされ、且つ、
その償還期限が昭和三十三年三月三
十一日以前のものに限る。
第六條 政府が第一項の規定による契約を
結ぶことができる融資の総額は、六
億円を限度とする。
第七條 前條第一項の規定による融資
は、元本の償還期限到来後一年の範囲内
で政令で定める期間を経過してなお
元本又は利子(政令で定める遅延利
子を含む)の全部又は一部について
回収されなかつた場合におけるその
回収されなかつた金額をいう。
第八條 前條第一項の規定による契約に基
いて政府が行う損失補償の金額の限
度は、融資機關ごとに、当該融資機
関の損失補償額(以下「損失補償額」といふ)を
限度とする。
第九條 前條第一項の規定による契約に基
いて政府が行う損失補償の金額の限
度は、融資機關ごとに、当該融資機
関の損失補償額(以下「損失補償額」といふ)を
限度とする。
第十條 前條第一項の規定による契約に基
いて政府が行う損失補償の金額の限
度は、融資機關ごとに、当該融資機
関の損失補償額(以下「損失補償額」といふ)を
限度とする。

御名 御璽
昭和二十七年四月十二日
内閣總理大臣 吉田 茂

昭 27 年 4 月 12 日 土 曜 日 官 報 第 7578 号 240

241 昭 27 年 4 月 12 日 土 曜 日 官 報 第 7578 号

この法律の規定により政府から受け
た損失補償の金額に達するまでの金
額を政府に納付しなければならぬ
(法令等の違反に対する措置)

第八條 政府は、融資機関がこの法律
若しくはこの法律に基く命令又は第
二條第一項の規定による契約に違反
したときは、当該融資機関の全融
資について、補償すべき利子の全部
若しくは一部について補償をせず、
補償すべき損失の全部若しくは一部
について補償をせず、又は既にした
利子の補償若しくは損失の補償の全
部若しくは一部の返還を命ずること
ができる。
(施行規定)

第九條 この法律に定めるものの外、
この法律の施行に關し必要な事項
は、政令で定める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。
大 蔵 大 臣 池田 勇 人
農 林 大 臣 廣 川 弘 禎
内 閣 総 理 大 臣 吉 田 茂

商品取引所法の一部を改正する
法律をここに公布する。

御 名 御 璽
昭 和 二 十 七 年 四 月 十 二 日
内 閣 総 理 大 臣 吉 田 茂

法律第九十号
商品取引所法の一部を改正する
法律
昭 和 二 十 五 年 法 律 第
二 百 三 十 九 号 の 一 部 を 次 の よ う に 改
正 する。
第十三條第一項に次の一号を加え
る。

七 會員又は商品仲買人の数の最高
限度を設定したときは、その最高
限度
第十五條第一項第一号中「所在の場
所」の下に「會員若しくは商品仲買
人の数の最高限度を定め、場合におけ
るその最高限度」を加える。
第十九條第二項第一号中「會員とな
つた日」を「會員となつた日以前三十
日以内の日」に、同項第二号中「届出
日前」を「届出日以前」に改める。
第二十二條第一項中「及び第四号」を
「若しくは第四号」に、「変更しよう」と
するときは「変更し、又は會員若し
くは商品仲買人の数の最高限度を設定
し、変更し、若しくは廃止しよう」とす
るときに「改め、同條第二項に次の一
号を加える。
四 変更の申請が會員又は商品仲買
人の数の最高限度の設定、変更又は
は廃止に係るときは、その設定、
変更又は廃止の理由を記載した書
面
第二十五條の次に次の一條を加え
る。
(會員の數)
第二十五條の二 取引所は、その定款
をもつて、會員の数の最高限度を設
定することができる。
第四十條中「その者の商品市場にお
ける売買取引の停止若しくは制限を命
じ、」を「当該取引所の上場商品の全部
若しくは一部について、商品市場にお
ける売買取引を停止し、若しくは制限
し、」に改める。
第四十二條の次に次の一條を加え
る。
(商品仲買人の數)
第四十二條の二 取引所は、その定款
をもつて、商品仲買人の数の最高限
度を設定することができる。

第四十四條第一項第四号及び第五
号をそれぞれ第五号及び第六号とし、
第三号の次に次の一号を加える。
四 第二号の支店その他の従たる營
業所又は事務所でそれぞれ商品市
場における売買取引の委託を受け
る商品
第四十四條第二項を次のように改め
る。
二 取引所は、前項の登録申請書を受
理したときは、遅滞なく、定款で定
めるところにより、登録申請者が商
品仲買人として当該商品市場にお
ける売買取引することについて
承認をしようかどうかを決定し、その
決定の内容を記載した書面を添附し
て、その登録申請書を主務大臣に送
付しなければならない。
第四十七條第二項中「前項に規定す
る」を「当該商品の商品市場における
売買取引の委託を受けるものとして第
四十五條第一項の規定による登録がし
てある」に改める。
第四十八條第一項第四号の次に次の
一号を加える。
五 登録申請者が商品仲買人として
当該商品市場において売買
取引することについて取引所が承
認をしないとき。
第四十九條第一項中「第四十四條第
一項第一号、第二号、第四号又は第五
号に掲げる事項について変更があつた
とき」を「第四十四條第一項第一号、
第二号又は第四号から第六号までに掲
げる事項を変更したとき」に、同條第
二項但書中「第四十四條第一項第一号
」を「第四十四條第一項第二号又は第
四号」に、同條第三項中「第四十四條第
一項第三号に掲げる事項」を「第四十
四條第一項第三号に掲げる事項中その
者が商品仲買人として商品市場にお

第五十一條第一項中「その旨を主務
大臣に届け出なければならぬ」を
「その旨の届出書をその者の所属し、
又は所屬していた取引所を經由して、
主務大臣に提出しなければならない」
に、同項第三号中「商品市場」を「すべ
の旨を主務大臣に届け出なければなら
ぬ」をその旨の届出書を当該商品
仲買人の所属していた取引所を經由し
て、主務大臣に提出しなければならぬ
に改める。
第七十二條第一項中「又は仲買保証
金を、仲買保証金又は特別担保金」に
改める。
第八十四條の次に次の一條を加え
る。
(特別担保金)
第八十四條の二 取引所は、定款で定
めるところにより、會員をして、当
該會員が商品市場において売買取引
する商品ごとに特別担保金を預託さ
せることができる。
二 會員は、商品市場における売買取
引に基く債務の不履行に因る債権に
關し、前條第一項の規定により同項
に規定する會員借入金、仲買保証金
及び売買取引金については、当該売
買取引の相手方たる會員の当該商品
市場において売買取引する商品につ
いての特別担保金について、他の債
権者に先だつて弁済を受ける権利を
有する。
三 會員は、前項の規定により同項の
特別担保金について弁済を受け、な
お不足があるときは、他の會員の当
該商品市場において売買取引する商
品についての特別担保金について、
その特別担保金の額に應じて、他の
債権者に先だつて弁済を受ける権利

省令若しくはこの法律に基いてする主
務大臣の処分又は当該取引所の定款、
業務規程若しくは受託契約に違反
し、又は違反する虞がある場合にお
いて改める。
第二百一十一條第一項中「決済を将来
において行う売買取引により商品の価
格を急激に又は不合理に変動させる過
当な投機を防止することによつて」を
削る。
第二百一十二條を次のように改める。
(會長及び委員の手当等)
第二百一十二條 會長及び委員は、別に
法律で定めるところにより、手当及
び旅費を受けるものとする。
附 則
一 この法律は、公布の日から施行す
る。
二 この法律の施行前にした行為に対
する罰則の適用については、なお従
前の例による。

大 蔵 大 臣 池田 勇 人
農 林 大 臣 廣 川 弘 禎
通 商 産 業 大 臣 高橋龍太郎
内 閣 総 理 大 臣 吉 田 茂

日本製鉄株式会社法廃止法の一
部を改正する法律をここに公布す
る。

御 名 御 璽
昭 和 二 十 七 年 四 月 十 二 日
内 閣 総 理 大 臣 吉 田 茂

法律第九十一号
日本製鉄株式会社法廃止法の一
部を改正する法律
昭 和 二 十 五 年 法 律 第 二 百 四 十 号 の 一 部 を 次
の よ う に 改 正 する。
附 則 第五項中「二年」を「四年」に、
「三年」を「五年」に、附則第六項及び
第七項中「三年」を「五年」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

法 務 総 裁 木村篤太郎
大 蔵 大 臣 池田 勇 人
通 商 産 業 大 臣 高橋龍太郎
内 閣 総 理 大 臣 吉 田 茂

府 令
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(昭和二十四年法務府令第
十二号)の一部を次のように改正する。
昭 和 二 十 七 年 四 月 十 二 日
法 務 総 裁 木村篤太郎

別表岡山地方法務局の部岡田支局の款岡山出張所の項中「北久村」を「北
久町」に改め、「福田村」を「豊原村」、「本庄村」及び「笠加村」を削る。
別表岡山地方法務局の部岡田支局の款岡田支局の項を次のように改める。

岡山県の内	岡山市
岡山市の内	小田部町
岡山市の内	城見村
岡山市の内	神山村
岡山市の内	大井村
岡山市の内	吉田村
岡山市の内	新山
岡山市の内	浅口町
岡山市の内	大島村

別表岡山地方法務局の部岡田支局の款岡山支局の項中「下倉村」を「北
大島町」に、同地方法務局の部岡田支局の款岡田支局の項中「下倉村」を「北
大島町」に改め、「富山村」を「和町」に改める。
附 則
この府令は、公布の日から施行する。

昭 和 二 十 六 年 電 波 監 理 委 員 会 告 示 第 五 百 四 十 七 号
昭 和 二 十 六 年 電 波 監 理 委 員 会 告 示 第 五 百 四 十 五 号 無 線 局 の 免 許 人、開 波 敷 及 び 空 中 線 電 力
は 昭 和 二 十 六 年 十 一 月 二 十 日 変 更 し た 後、同 告 示 の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 する。
昭 和 二 十 七 年 四 月 十 二 日
電 波 監 理 委 員 会 委 員 長 網 島 毅

昭 和 二 十 六 年 電 波 監 理 委 員 会 告 示 第 五 百 四 十 八 号
昭 和 二 十 六 年 電 波 監 理 委 員 会 告 示 第 千 四 百 三 十 三 号 へ ぐ ら 無 線 局 の 主 たる 停 泊 港、呼 出 名 称 及 び 周
波 敷 は 昭 和 二 十 六 年 十 月 十 九 日 変 更 し た 後、同 告 示 の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 する。
昭 和 二 十 七 年 四 月 十 二 日
電 波 監 理 委 員 会 委 員 長 網 島 毅

昭 和 二 十 七 年 四 月 十 二 日
電 波 監 理 委 員 会 告 示 第 千 五 百 四 十 八 号
昭 和 二 十 六 年 電 波 監 理 委 員 会 告 示 第 千 四 百 三 十 三 号 へ ぐ ら 無 線 局 の 主 たる 停 泊 港、呼 出 名 称 及 び 周
波 敷 は 昭 和 二 十 六 年 十 月 十 九 日 変 更 し た 後、同 告 示 の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 する。
昭 和 二 十 七 年 四 月 十 二 日
電 波 監 理 委 員 会 委 員 長 網 島 毅

昭 和 二 十 七 年 四 月 十 二 日
電 波 監 理 委 員 会 告 示 第 千 五 百 四 十 九 号
昭 和 二 十 六 年 電 波 監 理 委 員 会 告 示 第 千 四 百 三 十 三 号 へ ぐ ら 無 線 局 の 主 たる 停 泊 港、呼 出 名 称 及 び 周
波 敷 は 昭 和 二 十 六 年 十 月 十 九 日 変 更 し た 後、同 告 示 の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 する。
昭 和 二 十 七 年 四 月 十 二 日
電 波 監 理 委 員 会 委 員 長 網 島 毅

245 昭和27年4月12日 土曜日

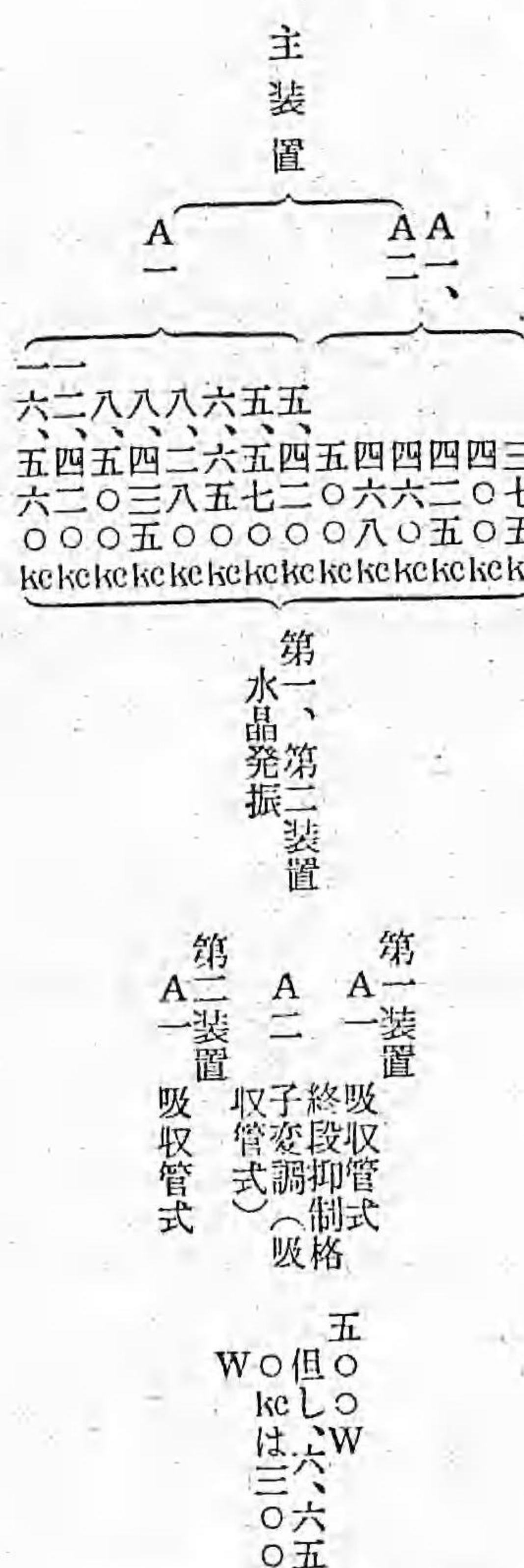
官 報

第7578号

電波監理委員会告示第五百六十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十七年四月十二日
二 免許人の氏名 橋本汽船株式会社
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、日鉄汽船株式会社所属船舶局
六 通信の相手方 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和三十一年一月十日
八 設置場所 宇佐丸(主たる停泊港 東京)
九 呼出符号 呼出名称 J P Q K
十 電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力



特殊設備 無線方位測定機 T A 一〇八 A 型
レダー P O 九四〇五 Mc マグネトロン発振 五〇 KW

- 十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時
十三 運用義務時間 常時
十四 その他 他レダーの周波数帯域幅は、九、三三〇 Mc から九、五〇〇 Mc まで
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。
昭和二十七年四月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅
一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十一日 第一八四四号
二 免許人の氏名 日鉄汽船株式会社
三 無線局の種類 船舶局

昭和27年4月12日 土曜日

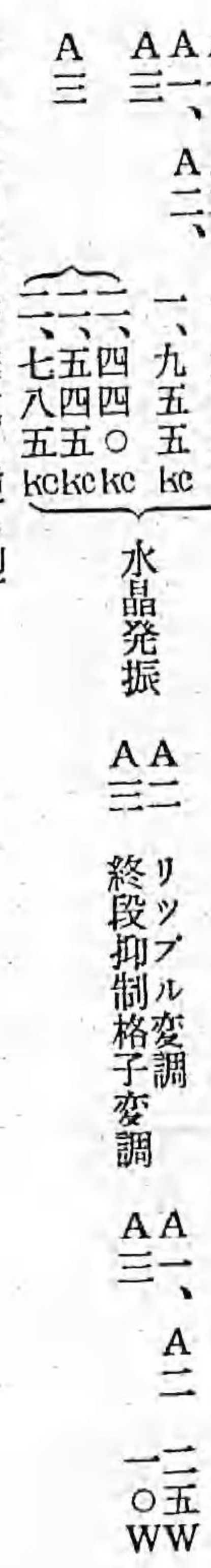
官 報

第7578号 244

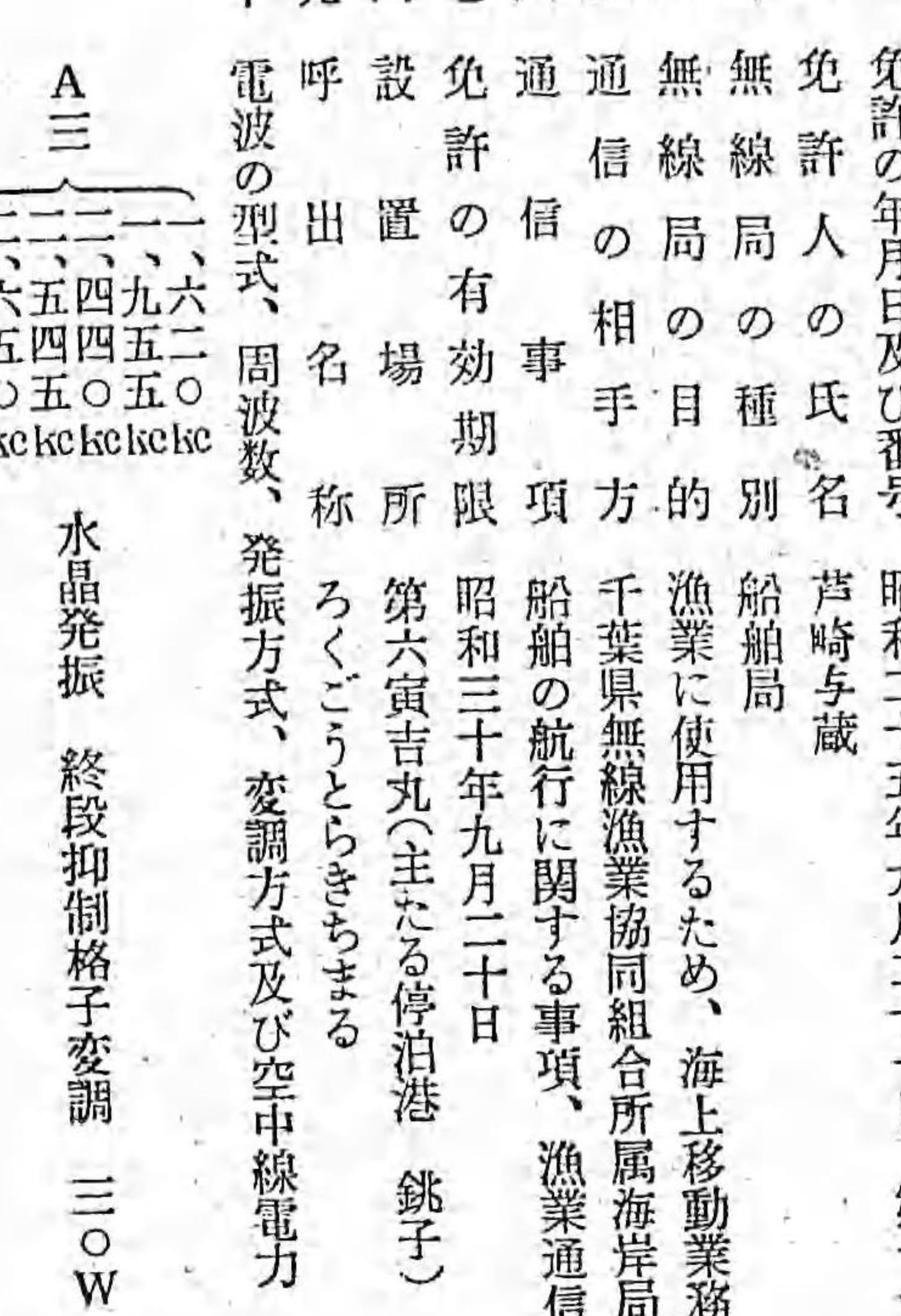
電波監理委員会告示第五百六十四号

第八妙見丸無線局の周波数は、昭和二十六年十一月十日変更した。

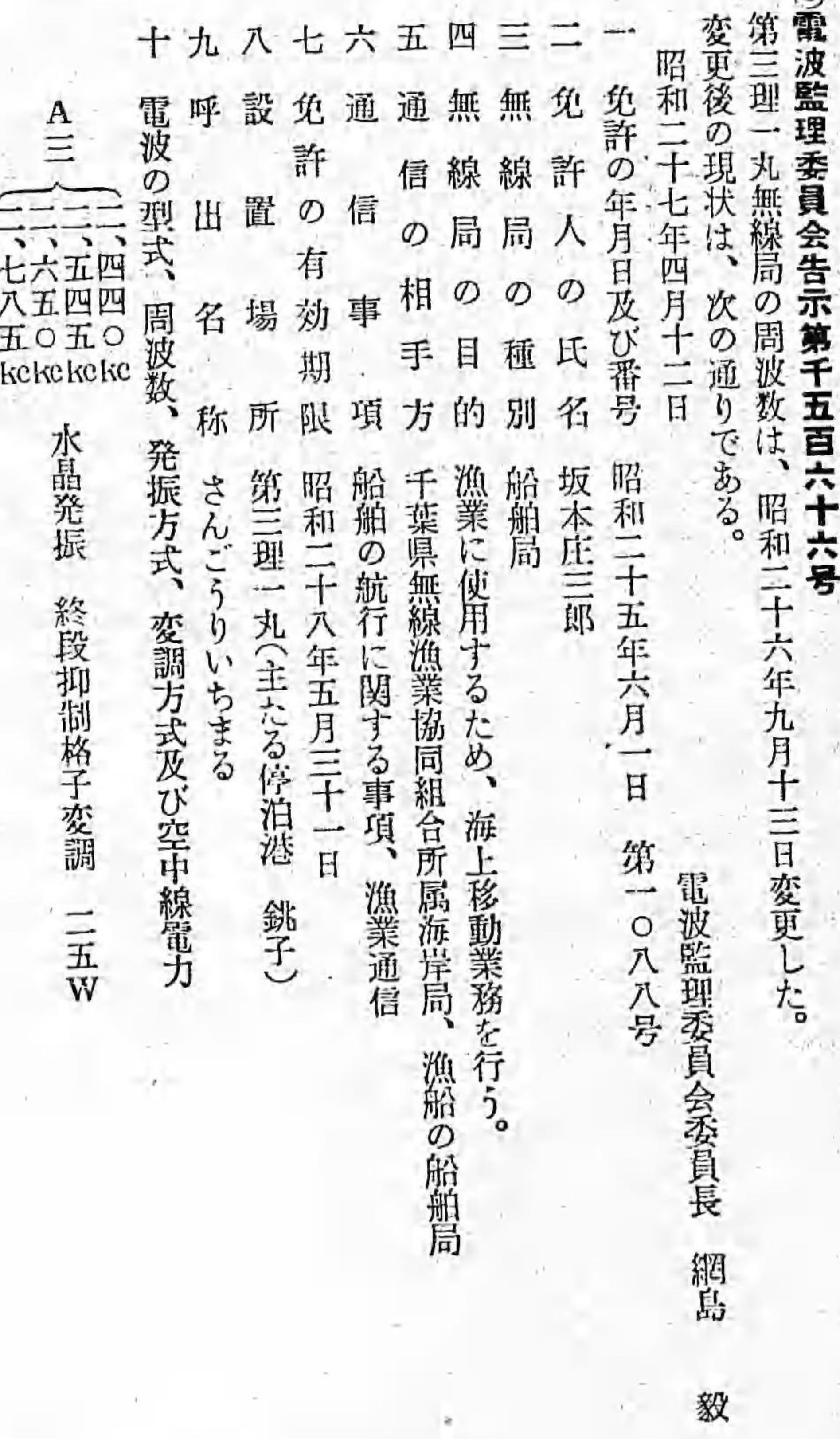
- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一八三八号
二 免許人の氏名 高梨徳太郎
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六 通信の相手方 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第八妙見丸(主たる停泊港 勝浦)
九 呼出符号及び呼出名称 J J C U は、ちうめいけんまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力



- 十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時
電波監理委員会告示第五百六十五号
第六寅吉丸無線局の周波数は、昭和二十六年九月十四日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十七年四月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅
一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年九月二十一日 第一二五六号
二 免許人の氏名 芦崎与藏
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六 通信の相手方 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和三十年九月二十日
八 設置場所 第六寅吉丸(主たる停泊港 銚子)
九 呼出符号及び呼出名称 ろくごうとらさきまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力



- 十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時
電波監理委員会告示第五百六十六号
第三理丸無線局の周波数は、昭和二十六年九月十三日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十七年四月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅
一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一〇八八号
二 免許人の氏名 坂本庄三郎
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六 通信の相手方 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第三理丸(主たる停泊港 銚子)
九 呼出符号及び呼出名称 さんざんざいりちまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力



- 十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時
電波監理委員会告示第五百六十七号
第十七山田丸無線局の周波数は、昭和二十六年十月二十二日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十七年四月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅
一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第六四四九号
二 免許人の氏名 山田吉太郎
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 長崎県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六 通信の相手方 船舶の航行に関する事項、電報の送受に関する通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第十七山田丸(主たる停泊港 長崎)
九 呼出符号及び呼出名称 J D F E だいちゆうしちやまだまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、日鉄汽船株式会社所属船舶局
六 通信の相手方 船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七 免許の有効期限 昭和三十一年十二月二十日
八 設置場所 宇佐丸(主たる停泊港 東京)
九 呼出符号及び呼出名称 J N L C うさまる J N L C 22(救命艇)
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

247 昭27年4月12日 土曜日

官報

第7578号

<p>○大蔵省告示第六百五十七号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、三重銀行 第五回割増定期預金の細目等を次のよ うに定める。</p> <p>昭和二十七年四月十二日 大蔵大臣 池田 勇人</p> <p>一 名 称 三重銀行第五回割増 定期預金</p> <p>二 條 件 (一)契約期間 六月 (二)預入金額 一口千円 (三)取扱の時期 昭和二十七年四月十 五日から同年五月二 十日まで。</p> <p>四 割 増 金 預入金額一口ごとに 一個の抽せん権を附 与し、抽せん権一 つにつき次のとおりとする。但し、特等は、一等の うちから定める。</p> <p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇〇、〇〇〇円 一本 一等 一〇、〇〇〇円 一〇本 二等 五、〇〇〇円 五〇本 三等 一、〇〇〇円 一、〇〇〇本 四等 五〇〇円 五、〇〇〇本 五等 二〇〇円 二、〇〇〇本 六等 一〇〇円 一、〇〇〇本 計 五、〇〇〇</p> <p>五 抽せん期日 組の成立した月の翌 月で取扱者の定める 日</p> <p>六 割増金の支 当せん決定後十日を 経過後の日</p> <p>○大蔵省告示第六百六十一号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、第三相互 第七回美栄定期預金の細目等を次のよ うに定める。</p> <p>昭和二十七年四月十二日 大蔵大臣 池田 勇人</p> <p>一 名 称 第三相互第七回美栄 定期預金</p> <p>二 條 件 (一)契約期間 六月 (二)預入金額 一口千円 (三)取扱の時期 昭和二十七年四月十 五日から同年五月二 十日まで。</p> <p>四 割 増 金 預入金額一口ごとに 一個の抽せん権を附 与し、抽せん権一 つにつき次のとおりとする。但し、特等は、一等の うちから定める。</p> <p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇〇、〇〇〇円 一本 一等 一〇、〇〇〇円 一〇本 二等 五、〇〇〇円 五〇本 三等 一、〇〇〇円 一、〇〇〇本 四等 五〇〇円 五、〇〇〇本 五等 二〇〇円 二、〇〇〇本 六等 一〇〇円 一、〇〇〇本 計 五、〇〇〇</p> <p>五 抽せん期日 組の成立した月の翌 月で取扱者の定める 日</p> <p>六 割増金の支 当せん決定後十日を 経過後の日</p>		<p>○大蔵省告示第六百六十二号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、肥後相互 銀行第七回定期預金の細目等を次 のように定める。</p> <p>昭和二十七年四月十二日 大蔵大臣 池田 勇人</p> <p>一 名 称 肥後相互銀行第七回 定期預金</p> <p>二 條 件 (一)契約期間 六月 (二)預入金額 一口千円 (三)取扱の時期 昭和二十七年四月十 五日から同年五月二 十日まで。</p> <p>四 割 増 金 預入金額一口ごとに 一個の抽せん権を附 与し、抽せん権一 つにつき次のとおりとする。但し、特等は、一等の うちから定める。</p> <p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇〇、〇〇〇円 一本 一等 一〇、〇〇〇円 一〇本 二等 五、〇〇〇円 五〇本 三等 一、〇〇〇円 一、〇〇〇本 四等 五〇〇円 五、〇〇〇本 五等 二〇〇円 二、〇〇〇本 六等 一〇〇円 一、〇〇〇本 計 五、〇〇〇</p> <p>五 抽せん期日 組の成立した月の翌 月で取扱者の定める 日</p> <p>六 割増金の支 当せん決定後十日を 経過後の日</p>		<p>○大蔵省告示第六百六十三号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、熊本相互 銀行第三回定期預金の細目等を次 のように定める。</p> <p>昭和二十七年四月十二日 大蔵大臣 池田 勇人</p> <p>一 名 称 熊本相互銀行第三回 定期預金</p> <p>二 條 件 (一)契約期間 六月 (二)預入金額 一口千円 (三)取扱の時期 昭和二十七年四月十 五日から同年六月十 四日まで。</p> <p>四 割 増 金 預入金額一口ごとに 一個の抽せん権を附 与し、抽せん権一 つにつき次のとおりとする。但し、特等は、一等の うちから定める。</p> <p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇〇、〇〇〇円 一本 一等 一〇、〇〇〇円 一〇本 二等 五、〇〇〇円 五〇本 三等 一、〇〇〇円 一、〇〇〇本 四等 五〇〇円 五、〇〇〇本 五等 二〇〇円 二、〇〇〇本 六等 一〇〇円 一、〇〇〇本 計 五、〇〇〇</p> <p>五 抽せん期日 組の成立した月の翌 月で取扱者の定める 日</p> <p>六 割増金の支 当せん決定後十日を 経過後の日</p>		<p>○大蔵省告示第六百六十四号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、農林省 食糧管理法施行令(昭和二十二年政 令第三百三十号)第四條第一項の規定 に基づき、昭和二十二年農林省告示第 百九十六号(食糧管理法の施行に關する 件)の一部を次のように改正し、昭和二 十七年四月一日から適用する。</p> <p>昭和二十七年四月十二日 農林大臣 広川 弘禎</p> <p>四(中)を次のように改める。</p>	
---	--	--	--	--	--	---	--

昭27年4月12日 土曜日

官報

第7578号 246

<p>○大蔵省告示第六百五十八号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、京都銀行 第十四回福運定期預金の細目等を次 のように定める。</p> <p>昭和二十七年四月十二日 大蔵大臣 池田 勇人</p> <p>一 名 称 京都銀行第十四回福 運定期預金</p> <p>二 條 件 (一)契約期間 六月 (二)預入金額 一口千円 (三)取扱の時期 昭和二十七年四月十 五日から同年六月十 四日まで。</p> <p>四 割 増 金 預入金額一口ごとに 一個の抽せん権を附 与し、抽せん権一 つにつき次のとおりとする。但し、特等は、一等の うちから定める。</p> <p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇〇、〇〇〇円 一本 一等 一〇、〇〇〇円 一〇本 二等 五、〇〇〇円 五〇本 三等 一、〇〇〇円 一、〇〇〇本 四等 五〇〇円 五、〇〇〇本 五等 二〇〇円 二、〇〇〇本 六等 一〇〇円 一、〇〇〇本 計 五、〇〇〇</p> <p>五 抽せん期日 組の成立した月の翌 月で取扱者の定める 日</p> <p>六 割増金の支 当せん決定後十日を 経過後の日</p>		<p>○大蔵省告示第六百五十九号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、第十四回 阿波商七福定期預金の細目等を次 のように定める。</p> <p>昭和二十七年四月十二日 大蔵大臣 池田 勇人</p> <p>一 名 称 第十四回阿波商七福 定期預金</p> <p>二 條 件 (一)契約期間 六月 (二)預入金額 一口千円 (三)取扱の時期 昭和二十七年四月十 五日から同年五月三 十一日まで。</p> <p>四 割 増 金 預入金額一口ごとに 一個の抽せん権を附 与し、抽せん権一 つにつき次のとおりとする。但し、特等は、一等の うちから定める。</p> <p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇〇、〇〇〇円 一本 一等 一〇、〇〇〇円 一〇本 二等 五、〇〇〇円 五〇本 三等 一、〇〇〇円 一、〇〇〇本 四等 五〇〇円 五、〇〇〇本 五等 二〇〇円 二、〇〇〇本 六等 一〇〇円 一、〇〇〇本 計 五、〇〇〇</p> <p>五 抽せん期日 組の成立した月の翌 月で取扱者の定める 日</p> <p>六 割増金の支 当せん決定後十日を 経過後の日</p>		<p>○大蔵省告示第六百六十号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、第四回阿波商七福定 期預金の細目等を次のように定める。</p> <p>昭和二十七年四月十二日 大蔵大臣 池田 勇人</p> <p>一 名 称 第四回阿波商七福定 期預金</p> <p>二 條 件 (一)契約期間 一年 (二)給付金額 一口二万二千円 (三)掛金の金額 千円 十二回 引掛金 千円 十二回 抽せんは二回とし、 給付金額一口につき 各回の抽せん権一個 を附与する。 第一回の抽せんは、 第六回までの掛金払 込済の契約をもつ て、第二回の抽せん は、全掛金払込済の 契約をもつて、それ ぞれ組を編成する。</p> <p>三 取扱の時期 昭和二十七年四月十 五日から同年五月三 十一日まで。</p> <p>四 割 増 金 抽せん権五千個をも つて一組とし、各組 につき次のとおりと する。</p> <p>(一)第一回抽せん 等級 割増金 当せんの数 特等 一〇〇、〇〇〇円 一本 一等 一〇、〇〇〇円 一〇本 二等 五、〇〇〇円 五〇本 三等 一、〇〇〇円 一、〇〇〇本 四等 五〇〇円 五、〇〇〇本 五等 二〇〇円 二、〇〇〇本 六等 一〇〇円 一、〇〇〇本 計 五、〇〇〇</p>	
--	--	---	--	---	--



Remarks:

1. This BOOK shall be issued only to persons who had "SPECIAL DAILY NECESSITIES RATION BOOK" or those who had a Japan after 1 January 1952 or before 31 December 1951 having neither the above "RATION BOOK" nor Ration-book for staple food or "BOOK" which will be unavailable unless the Agriculture and Forestry seal and other necessary seals are attached.
2. This BOOK shall not be reissued for missing so that the owner must be on his guard against missing.
3. In exchange of the coupons attached to this BOOK, the amounts of wheat and its products specified in each coupon may be purchased at any retailer during the period from 1 April to 30 June 1952.
4. Special coupons are available only when the Ministry of Agriculture and Forestry has designated in response to the special need.
5. Coupons shall not be valid if detached from the book prior to purchase.
6. This BOOK shall be kept for renewal in July 1952.
7. On leaving, this BOOK shall be returned to the Superintendent of Custom-house in Japan.
8. No transfer of this BOOK or coupons is permissible.

第九巻

注意事項

1. この通帳は、昭和26年12月に Ration Book により食糧を購入了り、昭和27年1月1日現在日本に入国した者及び12月31日現在に入国したもので Ration Book 又は主要食糧購入通帳の交付を受けていないもので、農林省及びその委託を受けたものに限り発行するものである。
2. この通帳は、農林省及びその委託を受けたものにのみ発行される。
3. この通帳は、失つてしまった場合には、農林省に申請して再発行を受けることができる。
4. この通帳は、農林省の委託を受けた者から購入することから出たものである。
5. Special の切符は、必要に応じて、農林省が別に指示した場面に使用することができる。
6. 農林省の委託を受けた者は、切符を切り取らなければならない。切符は使用後でも保存して下されい。
7. この通帳は、7月1日現在の通帳の額に要するから、切符使用後でも保存して下されい。
8. 海外に帰る場合は、この通帳を税関長に返して下されい。
9. この通帳は他人に譲渡したり、交換したりしてはならない。

Basic Rationing Quantity per Person per Day (一人一日当り配給基準量)

Age (年齢)	0-1	2-4	5-8	9-13	14-24	25-59	60以上
Basic quantity (基準量)	210 gms	270 gms	320 gms	400 gms	405 gms	385 gms	330 gms

Notes: Additional ration to be allowed for a woman in pregnancy over fifth month shall be 70 grams, and the same to be allowed for a tubercular patient, respectively at home shall be 140 grams. (妊娠5ヶ月以上の妊婦に對しては加配210g、在宅結核患者に對しては加配140gを付す。)

Quantity of Ration per Day (一日当り配給基準量)	For April (4月分割当額)	For May (5月分割当額)	For June (6月分割当額)	Total

RATION BOOK FOR WHEAT AND ITS PRODUCTS
外国人用麦製品購入通帳
MINISTRY OF AGRICULTURE AND FORESTRY
(Issued after 1 January 1952)

No. (通帳番号)

Name (氏名)

Address (住所)

City (市区町村)

Occupation (職業)

Age (年齢)

Sex (性別)

Religion (宗教)

Marital Status (婚姻状況)

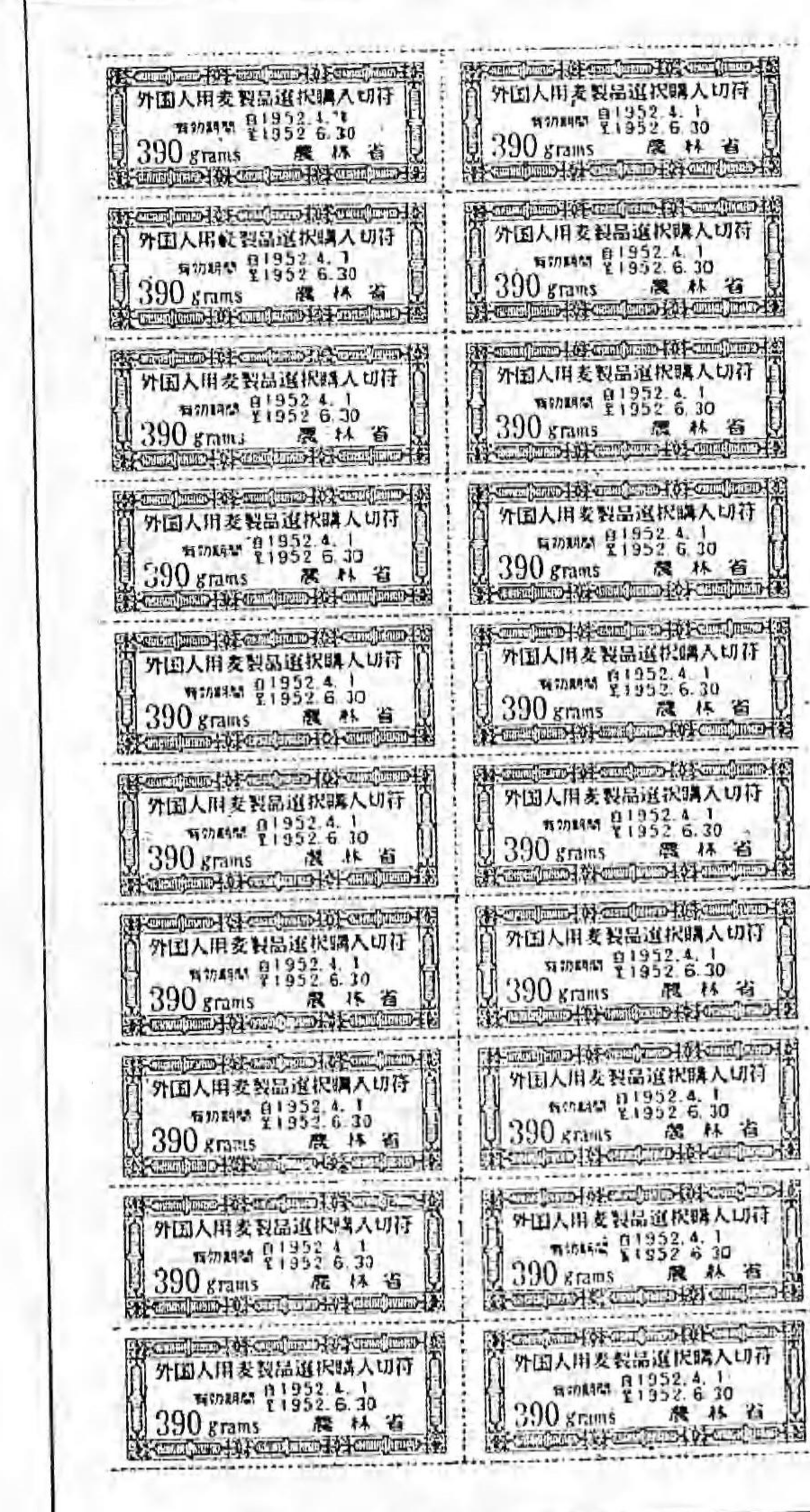
Family Size (家族構成)

City for Ward (市区町村)

City for Ward No. (市区町村番号)

City for Ward (市区町村)

City for Ward No. (市区町村番号)



(主) 外国人用麦製品購入通帳

第二巻及び第三巻

通商産業省告示第八十一号
昭和二十七年一月通商産業省告示第十号(輸入に関する事項の公表(第三回)に關する件)の一部を次のように改正し、昭和二十七年三月二十九日から適用する。

運輸審議会一般規則(昭和二十七年運輸省令第八号)第十五條により次のとおり件名表に登記されたから、第十六條の規定によつてこれを告示する。
昭和二十七年四月十二日
運輸大臣 村上 義一

坂出市を中心とする香川
(坂出市を中心とする香川)
(坂出市を中心とする香川)
(坂出市を中心とする香川)

運輸審議会一般規則(昭和二十七年運輸省令第八号)第十五條により次のとおり件名表に登記されたから、第十六條の規定によつてこれを告示する。
昭和二十七年四月十二日
運輸大臣 村上 義一

理由
同社競願にかゝる甲賀郡岩根村大字岩根寺と野洲郡野洲町を結ぶ路線は、滋賀交通株式会社既設路線岩根線と接続し、甲賀郡水口、甲賀、貴生川方面と野洲町間を結ぶ重要交通路線であると共に、本路線の建設によつて甲賀郡内のこれらの地域から列車運回数の多い東海道線を直結する等、公衆の利便を増進するものであつて、その必要は充分に認められる。

以上、事実を道路運送法第六條第一項各号の免許基準に照合し、主文のとおり答申する。

昭二七第一三三号
昭和二十七年三月六日
運輸大臣 村上 義一
答申 書
自動車運送事業経営免許について
諮問にかゝる自動車運送事業経営免許については、審議の結果次のように措置されることと認められた。

○27年334項(一時関係)*
本州北西岸—新港港 瀬下下作業
期日 昭和27年7月31日
記号 27年73項で告示した瀬下内の瀬下下作業は昭和27年4月30日までに完了した。
位置 40°56'30"N, 139°04.5'E.
(概位)

○27年340項*
本州東岸—釜石港 燈台復旧
記号 釜石港防波堤燈台は消滅中のところ昭和27年3月29日燈台を復旧し、光線等を下記の通り変更の上復旧した。
位置 防波堤外端 39°16'0"N, 141°58'6"E.
(概位)

255 昭和27年4月12日 土曜日

官 報

第7578号

2. 東京札幌間

Table showing flight schedules between Tokyo and Sapporo, including departure and arrival times for various routes.

電氣通信省告示第九号
電氣通信省設置法(昭和二十三年法律第二十四号)第二十七條第四項の規定に基づき、昭和二十七年四月十二日、次の地方電氣通信取扱局を設置した。

地方電氣通信取扱局
所轄地方機関
名称 位置 所轄 局名
昭和二十七年四月十二日、地方電氣通信取扱局を...

国会事項
○衆議院
法律公布案上及通知
四月十日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

昭和27年4月12日 土曜日 官 報 第7578号 254

郵政省告示第六号
郵政省設置法(昭和二十三年法律第二十四号)第十三條第四項の規定に基づき、下記の日から次の郵便局を設け、これを特定郵便局長を長とする郵便局とする。但し、郵便物集配事務を取り扱わない。

郵政省告示第七号
郵政省設置法(昭和二十三年法律第二十四号)第十三條第四項の規定に基づき、昭和二十七年四月二十六日から次の郵便局を改称する。

1. 東京福岡間

Table showing flight schedules between Tokyo and Fukuoka, including departure and arrival times for various routes.

地方電氣通信取扱局
所轄地方機関
名称 位置 所轄 局名
昭和二十七年四月十二日、地方電氣通信取扱局を...

ドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律
報告書受領
四月十日、内閣総理大臣から、中央更生保護委員会委員に土田豊を任命したので、犯罪者予防更生法第四條第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

為し、同裁判所は右申立を理由があるものと認め、同年十二月九日特別清算の開始を命じた。

Aspeed タイム・スタンプ 電報、電話、送状、送付状、伝票の発受、に遊技場、競技場の出入に、公平な時分を、明確に印字する、全国電報局印指定、[カタログ送呈] FEB 6 AM 4.36 東京・杉並・堀ノ内 中島精密工業株式会社 電話中野(38)1467-3406・4291・4068番

は、売掛金、仮払金、並に未収入金等の債権で、その額は八万七千三百六十八円八十五銭あるも、これらは殆んど回収の見込なきものと認められるところ、消極財産の額は、諸税金、保険料、罰金等合計八百余万円であることと認められる。而して右債権はいづれも公法上のものである関係から債権者との間に協定の見込なく且つ破産財団を以て破産手続の費用をも償うに足らないことが認められるので、商法第四百五十五條及び破産法第四百五十五條第一項を適用して、主文のように決定する。

○特別清算協定認可

●神戸市生田区海岸通五丁目二十二番地、事件本人中山実業株式会社申請人新井進より右会社に係る昭和二十七年(七)第一四号特別清算協定決議認可申請事件について、当裁判所は次の通り決定したから公告する。

明治三十五年第三種郵便物認可 三月三十一日

会社その他の公告

一、事件本人のため申請人が招集した昭和二十七年二月二十一日開催の債権者集会において、別紙の通りなされた協定の決議はこれを認可する。昭和二十七年四月十日 神戸地方裁判所第三民事部 裁判官 山田義康

解散公告(第三回)

当社は昭和二十七年三月二十五日株主総会の決議で解散したので当社に債権を有せられる方はこの公告から二月内に申出されたい。若し債権の申出がないときは清算から除斥せられます。昭和二十七年四月八日 大阪市東淀川区田川通四丁目一 三番地 日本金属工業株式会社 清算人 秋山 護市

解散公告(第二回)

当社は昭和二十七年三月二十日株主総会の決議により解散致しました。債権者はこの公告の日から二箇月以内に申出下さい。若しこの期間内に申出ない時は清算から除斥されます。昭和二十七年四月七日 大阪市浪速区日本橋筋四丁目三十九番地 宝物産株式会社 清算人 岡田 一郎

解散公告(第一回)

当社は昭和二十七年三月六日臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し上記期間内に御申出ない時は清算より除斥致します。昭和二十七年四月十日 福岡市下野町四〇番地 福岡自転車株式会社 清算人 牛草 正司

解散公告(第二回)

当社は昭和二十七年三月二十七日臨時株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥いたします。昭和二十七年四月一日 和歌山市湊無番地 和歌山県酒類卸商業協同組合 代表清算人 中井 栄一

本公告掲載の翌日より二箇月以内に御申出下さい。昭和二十七年一月二十九日 大阪市西区西道頓堀通三丁目十八番地 和泉石炭株式会社 代表取締役 湯川 健三

合併公告

下記甲乙丙三会社は昭和二十七年四月一日の各株主総会で甲会社は乙丙会社を合併しその権利義務を承継して存続し乙丙会社は合併による解散をする決議をしました。この合併に異議ある債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたし。昭和二十七年四月九日 大阪市北区梅田町九十三番地 (甲) 新高野耐火煉瓦株式会社 大阪市東淀川区今里北通一丁目二十二番地 (乙) 高野野代耐火煉瓦株式会社 岡山県和気郡三石町大字三石八十八番地 (丙) 高野窯業合資会社 債権申出公告 滋賀県高島郡朽木村大字平良十番地 最後の住所 同県同郡同村大字麻生番地不詳 被相続人 中井喜之助 明治七年八月十六日生 右中井喜之助は昭和二十七年六月八日死亡し相続人あること分明でないから相続債権者、受遺者はこの公告の日から二箇月以内に其申出をせられたし。右期間内に申出なきときはその債権は弁済より除斥されます。右民法第九百五十七條に依り公告します。昭和二十七年三月十五日 滋賀県高島郡朽木村大字平良四十六番地 右中井喜之助 佐々江秋信 財産管理人

株式・公社債引受並売買 江口証券 取締役社長 高橋 要 本社 大阪市東区北浜二丁目七〇 東京支店 東京都中央区日本橋町一丁目(日証館内)

資本減少公告 当社は昭和二十七年二月二十日社員総会で資本金九十万円に減少する決議をした。異議ある債権者は本公告の翌日から二箇月以内に申出下さい。昭和二十七年二月二十日 岐阜県多治見市滝呂町五三一七 有限会社丸み製陶所 取締役 柴田 儀郎

減資公告 当社は昭和二十七年一月十二日開催の第七回臨時株主総会に於て現資本金五百万円を二百五十万円に減資することを決議しましたから御異議ある方は

資本減少に伴う株式併合並に株券提出公告 当社は昭和二十七年二月五日の臨時株主総会に於て資本金五十万円を金二十五万円に減少す。為に株式二十株を株に併合し、一株の額面金額五十円を五百円に改めることになりました。この資本減少に異議ある者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出られたし、株券の所持者はこの公告の翌日から三箇月以内に当社に提出せられたし。昭和二十七年二月十日 平塚市平塚新街七百十七番地 川崎木材株式会社 代表取締役 川崎 安造

減資公告

昭和二十七年四月五日開催の臨時株主総会に於て当会社の資本金五百万円を金三百万円に減少することに決議したるに付右減資に異議ある債権者は昭和二十七年六月二十日迄に其旨御申出相成度商法の規定に依り此段公告致します。昭和二十七年四月十二日 京都市右京区太秦多敷町四八番地 株式会社岩村電機製作所 清算人 利部 祐二

株式会社設立公告

一、商号 愛知県農工品株式会社 一、本店 名古屋市中村区広井町一の一五 一、目的 農工品其の他包装材料の販売 一、飼料及び農具の販売 一、前各号に附帯関連する一切の事業 一、設立年月日 昭和二十七年三月二十二日 一、資本の総額 二百五十万円 一、代表取締役 中根 儀一

資本金減少公告 当社は昭和二十七年二月二十日社員総会で資本金九十万円に減少する決議をした。異議ある債権者は本公告の翌日から二箇月以内に申出下さい。昭和二十七年二月二十日 岐阜県多治見市滝呂町五三一七 有限会社丸み製陶所 取締役 柴田 儀郎

減資公告 当社は昭和二十七年一月十二日開催の第七回臨時株主総会に於て現資本金五百万円を二百五十万円に減資することを決議しましたから御異議ある方は

定価 一ヶ月 二百四十円 九日 送料 印刷 五百円 発行所 東京都新宿区市谷本町一五 電話九段(33)五二一五八 振替東京一九〇〇〇〇〇〇